

介護・総合事業 フローチャート運用見直しにかかる説明会 想定Q & A

No	性質	質問内容	回答
1	申請	代行申請は可能か。	要介護（支援）代行申請は可能だが、その結果要支援相当となった場合、基本チェックリストは本人に対して実施する。
2	申請	代行申請について、担当ケアマネでない人が複数人分まとめて高齢介護課へ持参し提出してもよいか。	できるだけ担当者に来庁していただきたいが、そうでない場合は包括から担当ケアマネへ連絡、聞き取りする。
3	申請	決定通知を本人が確認した後は、どのようにしてケアマネを調整するのか。	希望の居宅介護支援事業所がある場合→本人（または家族等）が居宅介護支援事業所へ連絡し、依頼する。 希望の居宅介護支援事業所がない場合→決定通知に居宅支援事業所一覧を同封するので、そこから選んでもらい、本人（または家族）が希望の居宅介護支援事業所に連絡のうえ、依頼する。（できない場合は包括へ要相談）
4	申請	非該当となった場合、参加できる事業は各自問い合わせるのか。	決定通知へ各種事業チラシを同封するので、基本的には各自問い合わせのうえ、申込みをしてもらう。包括から問い合わせることも可能であるが、その場合は要相談。
5	申請	窓口は本庁へ案内することになるのか（支所では対応できないのか）。	尾上総合支所、碓ヶ関総合支所で「受付票」の対応は可能。ただし、「受付票」による振り分けを行い、介護申請ではなく総合事業申請となった場合、包括で基本チェックリスト実施となるので、本庁舎へお越しいただく場合もある（日程調整のうえ、後日包括で申請者宅等へ訪問することも可能）。
6	申請	別居の親族であり普段の本人の状況が分からない。遠方から帰省時も包括が訪問し申請となるのか。	お見込みの通り。
7	申請	休日申請もありえるのか	あらかじめ、来庁する日時が分かれば日程調整して対応することは可能。ただし、通常の勤務時間外であり、希望する日時に必ず合わせられるということではないため、ご了承いただきたい。
8	申請	基本チェックリストの回答は本人が回答するのか、家族が回答するのか。	本人からの聞き取りを前提としているが、本人から十分な回答を確認できない場合は後日家族へ状況を確認する場合もある。家族が回答した場合、内容に疑義が生じる場合は本人もしくは本人の様子が分かる方に改めて状況を確認する場合もある。
9	申請	身体機能の低下はなく日常生活の行為等が支障なくできるが、認知症などの兆候があり、日常生活に支障を来すためにサービス利用を希望する場合も総合事業の申請になるのか。	お見込みの通り。ただし、「介護・総合事業申請受付票」の聞き取りの結果によっては、介護申請となる場合もある。
10	申請	申請してから決定通知までどれくらい時間がかかるのか。	基本チェックリスト実施→アセスメントシート等必要資料の作成→カンファレンス→区分の判定・決定の流れで行うため、3週間程度期間を見込む。カンファレンスは週1回を目安に実施予定。
11	サービス利用	平川市で利用できる基準緩和型サービス事業所はどこか。	現時点で利用者がいる（指定を受けている）事業所は碓ヶ関地区1事業所、尾上地区2事業所、弘前市1事業所となっている。この他、平賀地区で1事業所今後実施見込みである。現在指定を受けていない事業所の利用を希望される場合は指定申請が必要となる。
12	サービス利用	判定された区分が希望のサービスと合わない場合はどうするのか。	フローチャート運用によって判定された区分に対応するサービスを案内するため、区分によっては希望するサービスが利用できない場合もある。フローチャート運用の開始、見直しにより、本人の心身の状況に合わせたサービスを案内しているため、ご理解いただきたい。
13	サービス利用	「区分C」となる場合は、サービスの利用はできないのか。	基本チェックリストの各リスクのうち、「⑥認知機能の低下」、「⑦うつ」の両方に該当する場合を「区分C」として設定している。そのため、本人の状態によってはサービス利用よりも専門医の受診、早期の治療が優先される場合も想定される。サービス利用を制限するものではないが、カンファレンスの際に本人の状態を勘案し、専門医の受診、治療の開始後にサービス利用とすることが適当と判断する場合もあるため、その場合は専門医の受診、治療の開始を優先していただくようお願いする。
14	サービス利用	要支援2の判定を受けて、令和6年度以前から現在従前相当サービスを週2回利用している。当初基本チェックリストの実施をしていないが、基本チェックリストの再実施の対象になるのか。	「要支援1」、「要支援2」の判定があり、令和6年度以前からサービス利用をしている方については、基本チェックリスト再実施の対象からは除外している。ただし、今後再度フローチャート運用の見直しを行う際に、基本チェックリスト再実施の対象となる可能性はある。

15	サービス利用	フローチャートは絶対か（本人・家族の希望は考慮されないのか）。	絶対となる。アセスメントシート等により本人・家族のサービス利用希望や生活状況等を確認し、それらを踏まえてカンファレンスにて区分判定を行う。サービス利用を希望しても状態が軽度であったり、サービス利用の必要性を確認できないなど、希望するサービスへ結びつかない場合もある。あくまでも本人の状態に合ったサービスを提供するという趣旨をご理解いただきたい。
16	サービス利用	判定された区分に納得できないので再度申請し、基本チェックリストを再実施のうえ、区分を再判定してほしい。	判定された内容に不服がある、または状態に変化がある場合は再度申請することは可能である。ただし、希望するサービスが利用できるように調整するものではなく、再度実施の結果、同じ判定となる場合もあるため、ご理解いただきたい。
17	サービス利用	基本チェックリスト再実施の対象となるかどうかはどのようにわかるのか。	ケアプラン終了時期の2か月前を目安に、対象者へは更新案内の通知を送付する。併せて、担当ケアマネへもその旨通知する。
18	サービス利用	令和7年度中に総合事業申請をし、その際に「区分B」と判定され、従前相当サービスを利用している。この場合、今回のフローチャート運用の影響はあるのか。	今回の見直しにおいては継続利用の基本チェックリスト再実施対象者としてフローチャート運用の影響を受けることなくそのままサービス継続利用が可能である。ただし、今後再度フローチャート運用の見直しを行う際に、基本チェックリスト再実施の対象となる可能性はある。
19	サービス利用	令和7年度中に総合事業申請をしたが、その際に「区分A」と判定され、サービス利用ができなかった。令和8年度に改めて申請し、サービスを利用することは可能か。	改めて申請することは可能である。その場合、「新規申請」とし、基本チェックリストを実施、フローチャート運用に当てはめ区分を判定する。ただし、この際に再度「区分A」と判定されるようであれば、総合事業サービス利用ではなく、介護予防事業等への案内となるので、ご理解いただきたい。
20	サービス利用	基本チェックリスト再実施の対象となり、その結果「区分A」となった。これまで従前相当サービス（通所型）を週2回利用していたが、今後は利用ができないのか。	「継続利用分」のフローチャート運用上では、「区分A」相当の場合は「基準緩和型サービスA」を「週1回まで」の利用としている。総合事業のサービス自体の利用は可能だが、この場合、フローチャート運用に沿って「基準緩和型サービスA事業所の利用への切り替え、週1回までの利用」とするようお願いしたい。ただし、近隣に基準緩和型サービスA事業所がないなどの事由により困難な場合は、従前相当サービスを週1回まで利用とすることは可能。
21	サービス利用	基本チェックリスト再実施の対象となり、その結果「事業対象者非該当」となった。これまで基準緩和型サービスAを週2回利用していたが、今後は利用ができないのか。	「事業対象者非該当」なのであれば、そもそも国基準としても総合事業の対象とならないため、サービス継続利用は不可とする。
22	サービス利用	これからは通所A、デイサービス利用者が減るといえるのか。そのことについてはどのように考えているか。	これまでの申請状況をこのフローに当てはめると減少することが見込まれる。ただし、あくまでも本人の状態に合ったサービスを提供するという趣旨をご理解いただきたい。
23	サービス利用	現在、既にサービス利用中の人に対する取扱いはどうなるのか	令和8年4月以降ケアプラン更新となる方のうち、申請時の基本チェックリスト実施結果が「令和7年度フローチャート運用」上で「区分A」に分類される方を対象に再度基本チェックリストを実施する。その結果、判定された区分に応じて対応するサービス利用の案内および利用回数設定とする。
24	サービス利用	総合事業の暫定利用はできるのか。	事業対象者においては緊急性を要するものとは考えにくく、基本的に想定されない。決定通知を本人が確認し、居宅介護支援事業所等に連絡を入れる。
25	サービス利用	介護サービスの暫定利用はできるのか。	これまでどおり、一次判定を元にして必要に応じて居宅介護支援事業所に対応してもらう。
26	サービス利用	要介護を見込んで申請し、要支援だった場合の取扱いについて。	通所型、訪問型サービスのみの希望であれば、結果が出た時点で基本チェックリストを実施することになる。これまでの総合事業の利用がない場合（現在利用がなく、ケアプラン有効期限が終了している場合）は「新規申請」としてフローチャート運用に当てはめ、判定された区分に対応するサービスを案内する。
27	サービス利用	一次判定の結果、要介護を見込んで暫定期間中に通所・訪問サービスを利用していたが、結果要支援だった場合はどうなるのか。	認定結果が出た時点で包括でチェックリストを実施、区分B相当に当てはまる場合はフローチャート運用に基づき、カンファレンス実施により区分を判定する。結果、通所・訪問型サービスが利用できない区分である場合、暫定期間中に利用した分に関しては請求可能とする。
28	サービス利用	福祉用具レンタルとデイサービスを希望している場合は介護申請してもよいということか。	お見込みの通り。

29	サービス利用	要支援で福祉用具レンタルと通所型または訪問型サービス（従前相当、基準緩和、住民主体サービス）を利用している場合、今までは基本チェックリスト実施を行わずにサービス利用に繋いでいたが、令和8年度以降もこの対応でよいか。	令和7年度以前に通所型、訪問型サービス利用をしていた方の継続利用については、要支援に当たる方については基本チェックリスト再実施の対象としないため、継続利用可能。これまで通所型、訪問型サービス利用のない方や、サービス利用を中断によりケアプラン終了となっている方は「新規申請」扱いとなるため、基本チェックリスト実施とする。なお、今後再度フローチャート運用見直しを行う際に、要支援の継続利用の方でも基本チェックリスト再実施対象となる可能性はある。
30	サービス利用	有料老人ホームに入所し訪問型サービス利用をしたい場合でも、基本チェックリスト実施およびフローチャート運用による区分判定の結果、希望するサービス利用に対応しない区分となった場合には訪問型サービス利用はできないということになるか。	お見込みのとおり。カンファレンスにて個別の状況を勘案のうえ、区分の判定を行うが、入所するためにサービス利用が必須となるような条件付け（囲い込み行為）は行わないように御願いたい。
31	介護予防・通所C	通いの場はどれくらいあるのか。	令和8年1月時点、活動中の団体としては平賀地区11か所、尾上地域7か所、碓ヶ関地域2か所の計20団体。団体により町会外の方の受け入れ体制が異なるため、担当地域の「第2層生活支援コーディネーター事業所」へ確認していただくようお願いしたい。
32	介護予防・通所C	通いの場に参加したい場合はどうすれば良いか。	担当地域の「第2層生活支援コーディネーター事業所」へ連絡の上、受け入れ可能かを確認および参加できる場合は日程調整していただくようお願いしたい。
33	介護予防・通所C	通所Cはいつどこで実施しているのか。	市内3在宅介護支援センターで例年10月末から実施している。
34	介護予防・通所C	通所Cの時期が合わない場合はどうなるのか。	介護予防事業などを紹介する。今後、通年での実施ができるよう、現在調整中である。
35	介護予防・通所C	通所Cがすでに開始している場合、どの時点まで申込できるのか。	定員に達していなければ、開始後すぐなどであれば受け入れができる場合もある。途中参加が可能かどうかは実施事業所への確認が必要となる。
36	介護予防・通所C	介護予防教室等の受け皿が地域にない場合はどうするのか	今後新たな教室の展開などを予定している。地域の高齢者のニーズを確認し、それに合った教室を開催できる講師等を確保し、介護予防教室等一般介護予防事業の活性化に努めたい。